令和４年11月10日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの
同時流行を見据えた保育所等における感染対策の徹底について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡に関し、日本医師会より通知がありました。

同通知は、周知用リーフレットの活用等により、地域の実情に応じて、保育所、地域型保育事業所、放課後児童クラブ及び認可外保育施設等（以下「保育所等」）における新型コロナウイルス感染症対策に関して、以下の留意事項について徹底するとともに、保育所等に対して感染対策の徹底の周知を求めるものであります。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

1. 新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応について

■ 各地域の現在の感染状況に応じて、周知用リーフレット（別紙１、別紙２）を用いて保育所等に周知を行うこと。

■ 周知用リーフレットの活用等により、発熱等の症状がある場合は、都道府県の受診・相談センターなどの電話相談を活用することや、医療機関の受診や救急車の要請を迷われる場合の電話等による相談体制を活用することを周知すること。

■ 発熱外来のひっ迫等を回避するため、保育所等において以下の対応を徹底すること。

【新型コロナウイルス感染症について】

以下の場合には、真に必要のない限り、医療機関や保健所から発行された診断書・証明書等の発行・提出を求めないこと。

・従業員又は児童等が感染し、自宅等で療養を開始する際、また療養期間が経過した後に復帰する場合
・従業員又は児童等が保健所から濃厚接触者と認定され、待機期間経過後に復帰する場合
・従業員又は児童等以外の者に対して、感染の有無を確認する必要がある場合

【季節性インフルエンザについて】

以下の場合には、真に必要のない限り、医療機関は保健所から発行された診断書・証明書等の発行・提出を求めないこと。

・従業員又は児童等が感染し、自宅等で療養を開始する際、また療養期間が経過した後に復帰する場合

・従業員又は児童等が保健所から濃厚接触者と認定され、待機期間経過後に復帰する場合

また、復帰にあたっては「保育所における感染症ガイドライン（2018年改訂版）」を確認するなどし、適切に対応すること。

（参考）

・新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001000988.pdf

・新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について（令和４年11月８日付日医発第1558号（健Ⅱ）（地域）（健Ⅰ））

https://www.med.or.jp/dl-med/kansen/novel_corona/2022ken2_1558.pdf

「保育所における感染症ガイドライン（2018年改訂版）」

https://www.mhlw.go.jp/content/001007669.pdf

2. 今秋以降の感染拡大期における感染対策について

■ 季節性インフルエンザの同時流行も想定した体調不良者の欠席徹底

■ 体調不良の保育士等の休暇徹底

■ 効果的な換気の徹底

■ マスク着用が困難な状況での感染対策

（参考）

・今秋以降の感染拡大期における感染対策について（令和４年10月13日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai19/kansentaisaku.pdf

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】

https://www.med.or.jp/login.html

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要

ＩＤ等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで

【担当】
大阪府医師会地域医療１課
（06-6763-7012）